

離婚の際に称していた氏を称する届記入例

・離婚届日同時または3か月以内に届出してください。

・3か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」が必要になります。

・なお、この届けをした後、婚姻前の氏に戻りたい場合も、家庭裁判書の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」をしていただくことになります。

字訂正
字加入
字削除

届出印

愛知

・離婚後の本籍を記入してください。

・離婚届と同時に届出しない場合で

①すでに届出人が筆頭者で同籍者がいない場合は記入しません。

②婚姻前の親の戸籍に戻っている場合は、新戸籍ができるので記入してください。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

平成 年 月 日 届出

長 殿

受理 平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日				
第 号	第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
(よみかた) 氏名	あいち はなこ 氏 名
(1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	愛知 花子 昭和34年 4月 3日生
(2) 住 所	名古屋市中区1丁目 1番 1号
(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名 愛知 花子
(3) 本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 愛知県名古屋市中区5丁目5番
	筆頭者 の氏名 愛知 太郎
(4) 氏	変更前(現在称している氏) あいち 愛知 変更後(離婚の際に称していた氏) (よみかた) あいち 愛知
(5) 離婚年月日	25年 6月 3日
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 愛知県名古屋市中区9丁目9番
	筆頭者 の氏名 愛知 花子
(7) その他	
(8) 届出人署名押印 (変更前の氏名)	愛知 花子 愛知 印

・現在の氏名を記入。離婚届とともに届け出る場合は、離婚前の氏名を記入してください。

・生年月日を記入してください。

・現在の住民票のある住所とその世帯主を記入してください。

・戸籍謄本に記載されている本籍地を記入してください。離婚届とともに届け出る場合には、離婚前の本籍を記入。筆頭者は本籍地の町名地番の下に書かれている名前になります。

・変更前の欄には現在称している氏を記入し、変更後の欄には離婚の際に称していた氏を記入してください。

・協議離婚は、届出日
裁判離婚は、
調停成立の日
和解成立の日
請求の認諾の日
審判、判決の確定の日
を記入してください。

・届出人の現在の氏名と押印をしてください。
・離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏(現在の氏)を記入してください。

・昼間の連絡先を記入してください。
・携帯番号でも結構です。

住定年月日 . .

日中連絡のとれるところ
電話(090)1234 - 5678
自宅 勤務先 呼出(方)